

# ごあいさつ



我が国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続で年間 3 万人を超えるという深刻な状況が続いていました。このような中、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が施行され、様々な対策が進められた結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として 2 万人を超えています。また、本市におきましても、自ら尊い命を落とされている人が存在する事実を看過することはできません。

自殺はその多くが、健康、家族、経済や生活の問題など、様々な悩みが原因であると言われています。悩みを抱えた人々が心理的に追い込まれることのないよう、自殺を個人の問題ではなく、社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた相談・支援体制を構築することが求められています。

本市では、自殺対策を効果的に進めるために、平成 28 年 3 月の「自殺対策基本法」の改正を受け、「大東市自殺対策計画」を策定いたしました。「誰も自殺に追い込まれることのない大東市」の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関との連携を図りながら、全力で取り組んでおりますので、皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました自殺対策計画策定委員会の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年3月

大東市長 東 坂 浩 一

# 目 次

第1章	: 計画策定の趣旨等	1
2. 計	├画策定の背景と趣旨	
	├画の期間	
第2章	大東市における自殺の現状	4
	で計にみる現状 E民意識調査結果	
第3章	- 庁内の自殺対策におけるこれまでの取組	20
	E剤師会との連携事業 D域保健課実施事業	
	B.以床健課表施事業 、権室実施事業	
第4章	自殺対策における今後の取組	23
	医本方針	
	直策の体系	
	5 つの基本施策 ≤施策 1  地域におけるネットワークの強化	
	×施策 2 自殺対策を支える人材の育成	
基本	応施策4 生きることの促進要因への支援	
基本	本施策 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等	36
	l つの重点施策	
	E施策1 高齢者の自殺対策の推進	
	<ul><li>底施策2 生活困窮者に関わる自殺対策の推進</li></ul>	
	京施策3 無職者・失業者に関わる自殺対策の推進	
重点	京施策4 勤務者・経営者に関わる自殺対策の推進	46
第5章	自殺対策の推進体制	47
<b>資料編</b>		48

# 第1章 計画策定の趣旨等

# 1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数(「自殺統計」)は、1998年(平成10年)に年間3万人を超え、以降14年連続で高い水準で推移していました。その後は減少に転じ、2017年(平成29年)は2万人余りとなっています。自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺による死亡率)は、主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はいまだ続いています。

このような中、2006年(平成 18年) 10月に自殺対策基本法(2006年(平成 18年) 法律第85号)が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の2016年(平成28年)3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

また、2017年(平成29年)には自殺総合対策大綱が改正となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「生きることの包括的支援」などの5点の基本方針を掲げ、施策を推進することとしています。

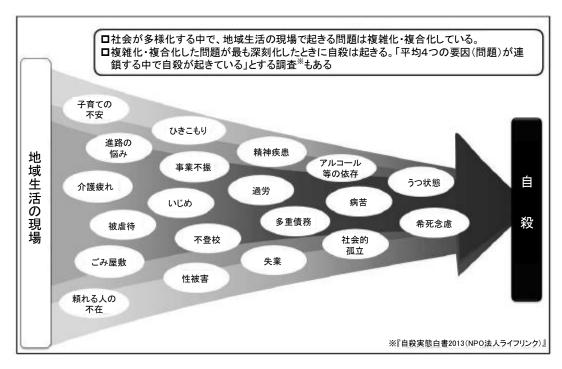
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、 過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られてい ます。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられな い状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、 また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう 過程と見ることができます。

そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければならないという認識に立ち、本市においても「誰も自殺に追い込まれることのない大東市」を目指して、大東市自殺対策計画を策定しました。

#### 自殺総合対策大綱における基本方針

生きることの包括的な支援として推進する
関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
実践と啓発を両輪として推進する
国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

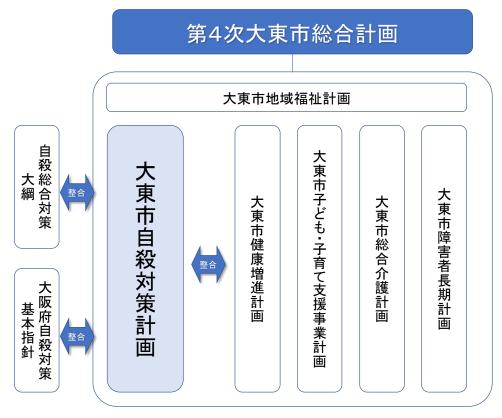
#### 自殺の危機要因イメージ図



資料)厚生労働省「市町村自殺対策計画策定の手引き」

# 2. 計画の位置づけ

本計画は、2016年(平成28年)に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための「第4次大東市総合計画」を上位計画として位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



## 3. 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、2007年(平成19年)6月に初めて策定された後、2008年(平成20年)10月の一部改正、2012年(平成24年)8月の全体的な見直しを経て、2016年(平成28年)の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、2017年(平成29年)7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」などを新規追加した、新たな自殺総合対策大綱(「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」)が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われています。

本市の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね 10 年 に一度を目安として、内容の見直しを行い、また、おおむね 5 年に一度、中間見直しを行います。 本計画の計画期間は、2019 年度(平成 31 年度)から 2028 年度とします。

					****				
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
				C					
				中間					
				見直し					
				Q - I - J					

計画期間

### 4. 計画の数値目標

自殺対策基本法において示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すべきは、「誰も 自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める 上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかと いった、取組の成果とあわせて検証を行っていく必要があります。

国は、2017年(平成29年)7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、2026年までに、 人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を2015年(平成27年)と比べて30% 以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、自殺死亡者数 26.6 人(2012 年(平成 24 年)~2016 年(平成 28 年)の 5 年平均)を、2027 年までにおおむね 30%程度、すなわち自殺死亡者を <math>18.6 人(2023 年から 2027 年の 5 年間の自殺死亡者数の平均)以下に減少させることを目指します。

数値目標

	基準値	目標値
	(2012 年~2016 年の平均)	(2023年~2027年の平均)
自殺死亡者数	26.6 人	18.6 人以下(基準値の 30%減)

# 第2章 大東市における自殺の現状

## 1. 統計にみる現状

#### 「統計にみる現状」の要旨

#### ■全体傾向

- 自殺者数(自殺統計)は長期的に低下し、2009年(平成21年)の31人から2017年 (平成29年)の11人に低下しています。
- 自殺率(人口 10 万人あたりの自殺者数)も低下し、2009 年(平成 21 年)の 24.7 から 2017 年(平成 29 年)の 9.0 に低下しています。
- 自殺率について、全国と比較すると、2009年(平成21年)から2017年(平成29年)において、本市は全国より低く推移しています。また、本市の自殺率は大阪府より下回る年が上回る年より多くなっています。

#### ■性別·年代別

○ 性別、年齢別の自殺者数割合(2012年(平成24年)から2016年(平成28年)の自殺者数の合計に対する割合、以下、同様)をみると、男性は40歳代、60歳代、70歳代、女性は30歳代、40歳代、50歳代、70歳代が高くなっています。

#### ■性別・年代別・同居の有無別

○ 性別、年代別、同居の有無別の自殺者割合をみると、男性は 60 歳以上の同居、女性は 40~59 歳の同居が高くなっています。

#### ■性別・年代別・職業の有無別

○ 性別、年代別、職業の有無別の自殺者割合をみると、男性は 60 歳以上の無職者、女性は 40~59 歳の無職者が高くなっています。

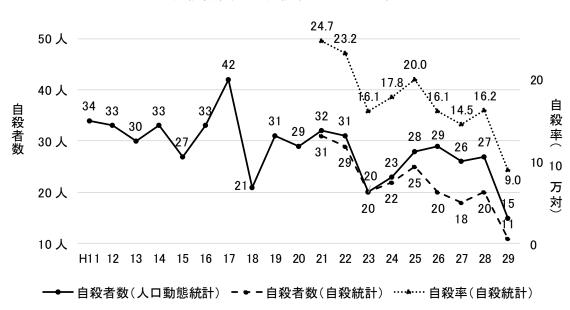
#### ■本市における自殺の特徴

○ 性別、年代別、同居の有無別、職業の有無別の自殺者割合をみると、「男性 60 歳以上の無職同居」、「男性 60 歳以上無職独居」「女性 40~59 歳無職同居」が多くなっています。

## (1) 自殺者数と自殺率の推移

人口動態統計では、自殺者数は 1999 年(平成 11 年) の 34 人から 2016 年(平成 28 年) の 27 人に減少しています。

自殺統計では、自殺者数は 2009 年 (平成 21 年) の 31 人から 2017 年 (平成 29 年) の 11 人まで減少しています。自殺率は 2009 年 (平成 21 年) の 24.7 から 2017 年 (平成 29 年) の 9.0 まで減少しています。



自殺者数、及び自殺率(人口 10 万対)

注)自殺率は、人口 10 万人対する自殺者数。(以下、同様)

資料)厚生労働省「人口動態統計」、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 「自殺統計」と「人口動態統計」との違いについて

自殺の統計として「警察庁の自殺統計原票を集計した結果(自殺統計)」と「厚生労働省の人口動態統計」 の2つがあります。「自殺統計」と「人口動態統計」では、以下のとおり調査対象等に違いがあります。

#### ①調査対象による差異

「自殺統計」は、総人口(日本における外国人も含む)を対象としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人を対象としています。

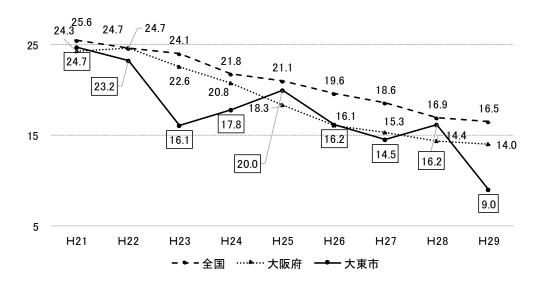
#### ②調査時点の差異

「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上しているのに対し、「人口動態統計」は住所地を基に死亡時点で計上しています。

#### ③事務手続き上(訂正報告)の差異

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

自殺率について、全国と比較すると、2009年(平成21年)から2017年(平成29年)において、本市は全国より低く推移しています。また、本市の自殺率は大阪府より下回る年が上回る年より多くなっています。



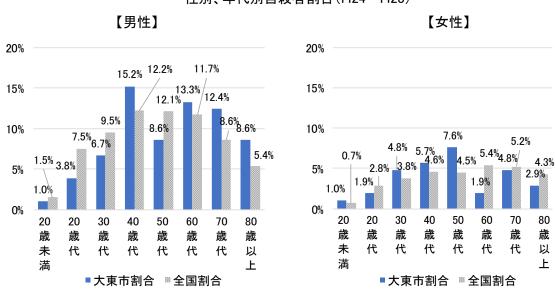
自殺率(全国、大阪府、大東市)

資料)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (2) 性別、年代別自殺者割合

性別、年代別に自殺者割合をみると、男性は 40 歳代、60 歳代、70 歳代、女性は 30 歳代、40 歳代、50 歳代、70 歳代が高くなっています。

全国と比較すると、全国を上回っているのは、男性は 40 歳代、60 歳代、70 歳代、80 歳以上、女性は、20 歳未満、30 歳代、40 歳代、50 歳代となっています。



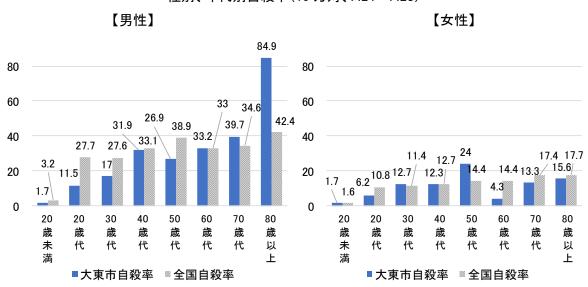
性別、年代別自殺者割合(H24~H28)

注) 自殺割合は、平成 24 年から平成 28 年における全自殺者に占める割合を示す。 資料) 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### (3)性別、年代別自殺率

性別、年代別に自殺率をみると、男性は 60 歳代、70 歳代、80 歳以上、女性は 50 歳代、70 歳代、80 歳以上が高くなっています。

全国と比較すると、全国を上回っているのは、男性は 60 歳代、70 歳代、80 歳以上、女性は、20 歳未満、30 歳代、50 歳代となっています。



性別、年代別自殺率(10万対、H24~H28)

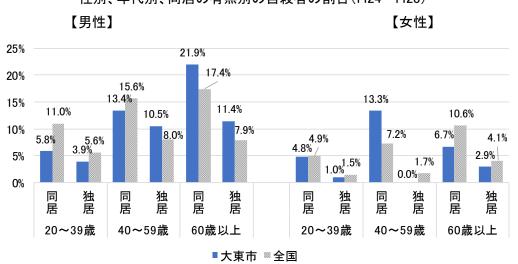
注) 平成 24 年から平成 28 年における各年代の合計値の自殺率。

資料)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (4) 性別、年代別、同居の有無別の自殺者割合

性別、年代別、同居の有無別の自殺者割合をみると、男性は 60 歳以上の同居、女性は 40~59 歳の同居が高くなっています。

全国と比較すると、全国を上回っているのは、男性は、 $40\sim59$  歳の独居、60 歳以上の同居、独居、女性は、 $40\sim59$  歳の同居となっています。



性別、年代別、同居の有無別の自殺者の割合(H24~H28)

注) 自殺割合は、平成 24 年から平成 28 年における全自殺者に占める割合を示す。

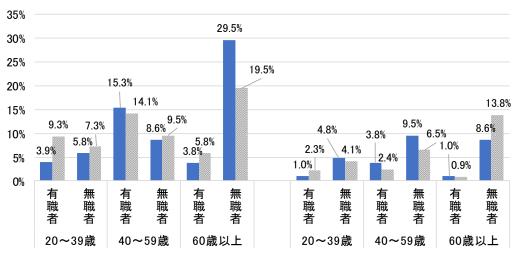
資料)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### (5) 性別、年代別、職業の有無別の自殺者割合

性別、年代別、職業の有無別の自殺者割合をみると、男性は 60 歳以上の無職者、女性は 40~59 歳の無職者が高くなっています。

全国と比較すると、全国を上回っているのは、男性は、40~59歳の有職者、60歳以上の無職者、 女性は、20~39歳の無職者、40~59歳の無職者、60歳以上の有職者となっています。

性別、年代別、職業の有無別の自殺者の割合(H24~H28) 【男性】 【女性】

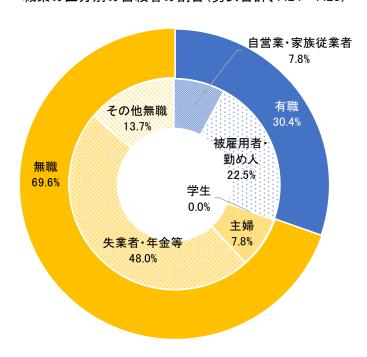


資料)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■大東市 ※全国

職業の区分別の自殺者割合(男女合計)をみると、「失業者・年金等」が最も高く、次いで「被雇 用者・勤め人」が続いています。

職業の区分別の自殺者の割合(男女合計、H24~H28)

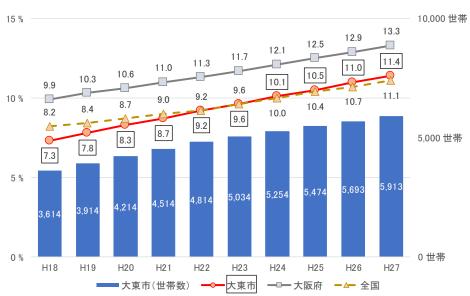


- 注) 自殺割合は、平成 24 年から平成 28 年における全自殺者に占める割合を示す。
- 注)職業不詳は、除いている。

#### (6) 高齢者独居世帯数、及び割合

高齢者独居世帯数をみると、2006 年(平成 18 年)の 3,614 世帯から 2015 年(平成 27 年)の 5,913 世帯に、10 年間で 1.6 倍増加しています。

全世帯数に占める割合をみると、2006 年 (平成 18 年) の 7.3%から 2015 年 (平成 27 年) の 11.4%まで増加しています。全国と比較すると、2009 年 (平成 21 年) まで全国を下回っていましたが、2012 年 (平成 24 年) 以降、全国を若干、上回って推移しています。



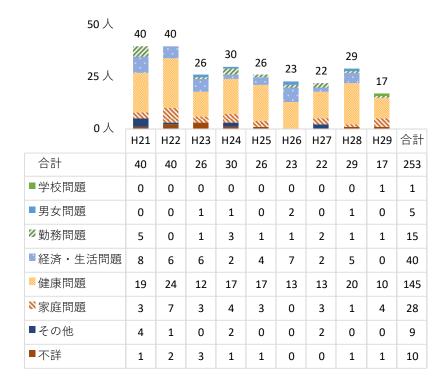
高齢者独居世帯数、及び割合の推移(H18~H27)

資料)総務省「国勢調査」

#### (7) 原因·動機別自殺者数

自殺の原因・動機についてみる と、2009年(平成21年)から2017 年(平成29年)において、「健康 問題」が最も多く、次いで「経済・ 生活問題」、「家庭問題」となって います。

#### 原因·動機別自殺者数(H21~H29)



注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとしているため、各年の原因・動機別の和と全ページの各年自殺者数合計とは一致しない。 資料)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

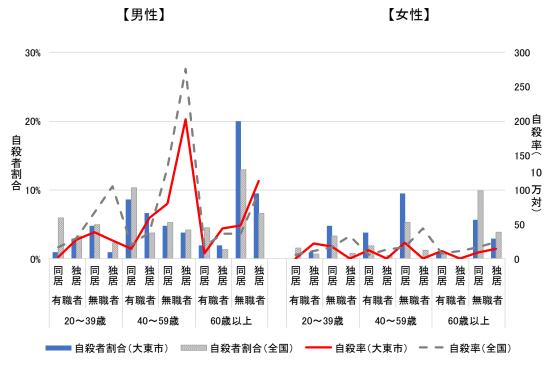
## (8) 本市における自殺の特徴

性別、年代別、同居の有無別、職業の有無別の自殺者割合をみると、「男性 60 歳以上の無職同居」、「男性 60 歳以上無職独居」「女性 40~59 歳無職同居」が多くなっています。

上位5区分(順位)	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位:男性 60 歳以上無職同居	21	20.0%	48.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲 れ)+身体疾患→自殺
2 位:男性 60 歳以上無職独居	10	9.5%	113.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将 来生活への悲観→自殺
3 位:女性 40~59 歳無職同居	10	9.5%	23.1	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病 →自殺
4 位:男性 40~59 歳有職同居	9	8.6%	14.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩 み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5 位:男性 40~59 歳有職独居	7	6.7%	59.6	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事 の失敗→うつ状態+アルコール依存→自 殺

- 注) 自殺割合は、平成24年から平成28年における全自殺者に占める割合を示す。
- 注) 自殺者数は H24~28 合計 105 人(男性 73 人、女性 32 人)(自殺統計(自殺日·住居地))
- 注)順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。
- 注) 自殺率の母数(人口) は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
- 注)「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考にした。
- 資料)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

性別、年代別、職業の有無別、同居の有無別の自殺者の割合(H24~H28 合計)



注) 自殺者数は H24~28 合計 105 人(男性 73 人、女性 32 人)(自殺統計(自殺日·住居地)

資料)自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## 2. 住民意識調査結果

計画策定にあたり、自殺対策を検討するための基礎資料を得ることを目的に住民意識調査を実施しました。

#### ◇調査対象

大東市在住の20歳以上80歳未満の市民 3,000人 (住民基本台帳より無作為抽出)

#### ◇調査方法

郵送による発送・回収

### ◇回収結果

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
3,000	882	29.4%

#### 「住民意識調査結果」の概要

#### ■回答者の属性

- 性別は、女性(60.1%)が男性(38.3%)を上回っています。
- 年齢は、20歳代及び30歳代が約1割、40歳代及び30歳代が約1割台半ば、60歳代及び70歳代が2割台前半で、年齢があがるにつれて、回答者が多くなっています。
- 配偶者・パートナーとの現在の関係は、「同居している」が 69.7%であるのに対し、「離別・死別した」が 8.5%となっています。「離別・死別した」は回答割合は低いですが、「孤立の問題」を抱えている人が一定数いることがうかがわれます。
  - 【参考】本市の高齢者独居世帯数は「1. 統計にみる現状」の「(6) 高齢者独居世帯数、及び割合」 (P.9) に掲載しています。

#### ■悩みやストレス

- 「病気など健康の問題」について、悩みやストレス等を感じることが「現在ある」 (37.3%) が多くなっています。
- 「学校の問題」について、悩みやストレス等を感じることが「かつてあったが今はない」は13.8%、「現在ある」は2.9%であることから、6人に1人は学校での問題を 経験しています。
- 悩みやストレス等を解消法として「お酒を飲む」について、「よくする」が 16.9%となっています。悩みやストレス等をお酒で解消する人が一定数いることがうかがわれます。

#### ■相談すること

- 悩みやストレスを感じた時、助けを求めるという回答が多かったり、相談することに ついて恥ずかしいと思わないという回答が多くなっています。また、他人に悩みやス トレスを知られたくないと思う人より、そう思わない人の方が多くなっています。
- 相談する相手としては、「家族や親族」や「友人や同僚」に「相談したことがある」がそれぞれ51.9%、45.5%と高くなっています。「かかりつけの医療機関の職員」に「相談しないと思う」は46.8%、「先生や上司」などその他の「相談しないと思う」は5割から8割となっています。
- 「死にたい」と打ち明けられた場合の対応は、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が76.1%、「解決策を一緒に考える」が55.2%と高い一方、「『死んではいけない』と説得する」が36.2%、「『バカなことを考えるな』と叱る」が19.0%、「『頑張って』と励ます」が10.3%となっています。

### ■自殺に関する考え

○ 「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」という考えについて、「そう思わない」 が 39.0% (「そう思わない」と「どちらかというとそう思わない」の合計) で、「そう思う」の 27.9% (「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の合計) を上回っています。

#### ■自殺対策·予防等

- みたことがある自殺対策の啓発物は、「ポスター」が 51.5%と高くなっています。 啓発物を見た場所は、「駅、電車・バス等の交通機関」が 42.5%、次いで「市役所・ 保健所等の行政機関」が 41.8%、「図書館・保健医療福祉センター等の公共施設」が 26.0%となっていて、行政機関におけるポスターの掲示が効果的であることがうかが われます。
- 自殺対策基本法は、「知らない」が 73.2%と高く、認知度が低くなっています。

#### ■自死遺族支援

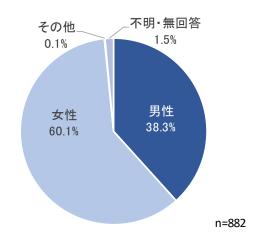
○ 自死遺族支援について、「いずれも知らない」が 52.9%と高く、認知度が低くなっています。

#### ■自殺に関連した気持ちや行動

- 自殺行動について、「その計画を行動に移したことがある」が 1.7% (回答数 15)、 「その行動の結果、医療施設にかかったことがある」が 1.1% (回答数 10) となって います。
- その原因として、「家庭の問題」では「家族関係の不和」、「病気など健康の問題」では「心の悩み」、「経済的な問題」では「生活困窮」、「勤務関係の問題」では「職場の人間関係」、「恋愛関係の問題」では「失恋」、「学校の問題」では「いじめ」が、それぞれの項目で最も多くなっています。

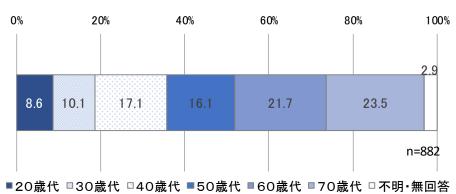
### (1) 性別

「女性」が 60.1%で最も多く、次いで「男性」が 38.3%、「その他」が 0.1% となっています。



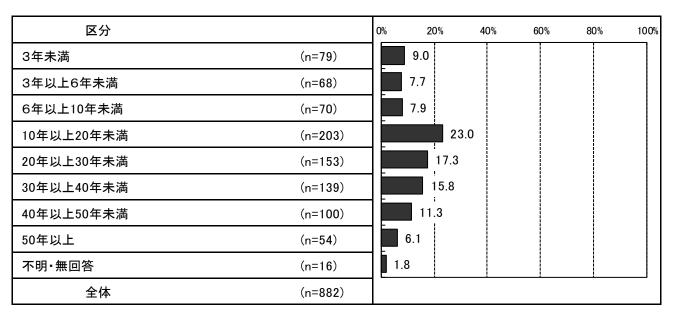
### (2)年齢

「70歳代」が23.5%で最も多く、次いで「60歳代」が21.7%、「40歳代」が17.1%となっています。



## (3)居住年数

「10 年以上 20 年未満」が 23.0%で最も多く、次いで「20 年以上 30 年未満」が 17.3%、「30 年以上 40 年未満」が 15.8%となっています。



# (4) 配偶者・パートナーとの現在の関係

「同居している」が 69.7%で最も多く、次いで「配偶者・パートナーはいない」が 13.4%、「離別・死別した」が 8.5%となっています。

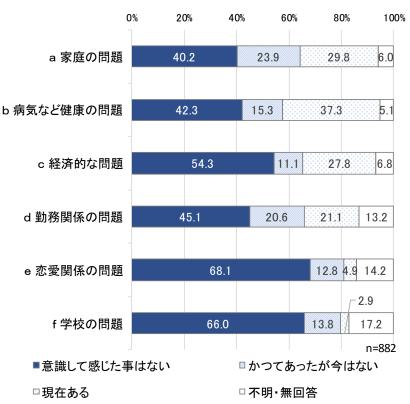
区分		0%	20%	40%	60%	80%	100%
同居している	(n=615)					69.7	
単身赴任中	(n=16)	1.8	3				
別居している	(n=16)	1.8	3				
離別・死別した	(n=75)		8.5				
配偶者・パートナーはいない	(n=118)		13.4				
不明·無回答	(n=42)	4	.8				
全体	(n=882)						



#### (5) 日頃、感じる悩みやストレス

どの項目も「意識して感じた事はない」が最も多くなっています。「現在ある」についてみると、「b病気など健康の問題」が37.3%で高くなっています。

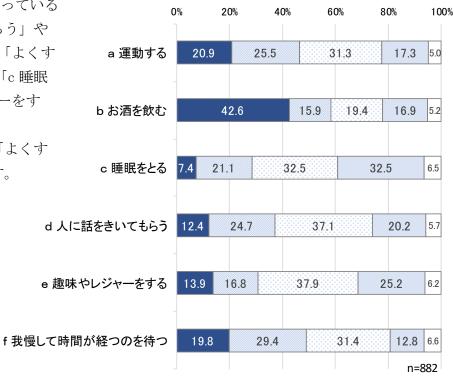
また、「学校の問題」について、 悩みやストレス等を感じることが 「かつてあったが今はない」は 13.8%、「現在ある」は2.9%であ ることから、6人に1人は学校で の問題を経験しています。



#### (6) 悩みやストレスの解消法

「ときどきする」が多くなっているのは、「d 人に話を聞いてもらう」や「e 趣味やレジャーをする」、「よくする」が多くなっているのは、「c 睡眠をとる」や「e 趣味やレジャーをする」となっています。

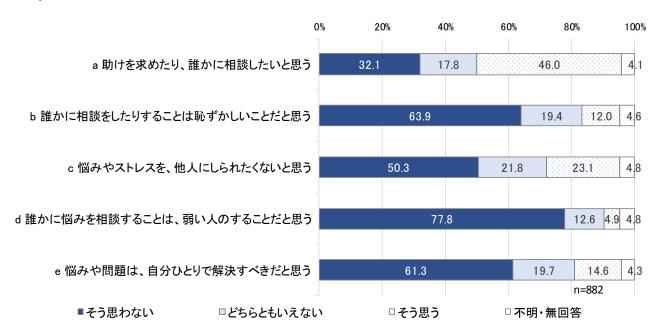
また、「b お酒を飲む」の「よくする」は16.9%となっています。



■全くしない □あまりしない □ときどきする □よくする □不明・無回答

#### (7) 相談すること

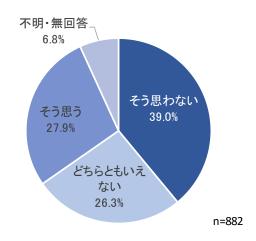
「a 助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」について、「そう思う」が「そう思わない」を上回っています。「b 誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」「c 悩みやストレスを、他人にしられたくないと思う」「d 誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」「e 悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」は、「そう思わない」が「そう思う」を上回っています。



注)本設問の選択肢は、「そう思わない」「あまりそう思わない」「どちらともいえない」「ややそう思う」「そう思う」の5つですが、ここでは、a~e 各項目の全体傾向を把握するために、「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計を「そう思わない」、「ややそう思う」「そう思う」の合計を「そう思う」として記述しています。

#### (8) 自殺に関する考え

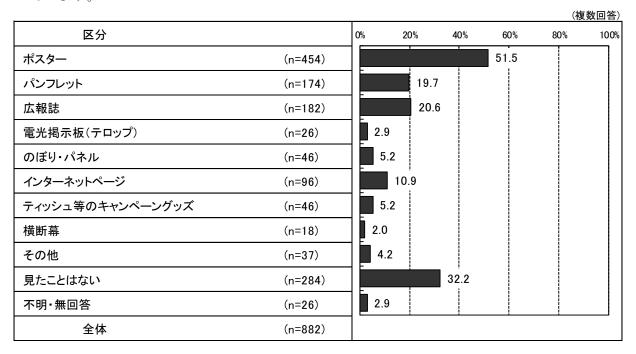
「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」について、「そう思わない」(39.0%)が「そう思う」(27.0%)を上回っています。



注)本設問の選択肢は、「そう思わない」「あまりそう思わない」「どちらともいえない」「ややそう思う」「そう思う」の5つですが、ここでは、全体傾向を把握するために、「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計を「そう思わない」、「ややそう思う」「そう思う」の合計を「そう思う」として記述しています。

#### (9) 自殺対策に関する啓発物の浸透

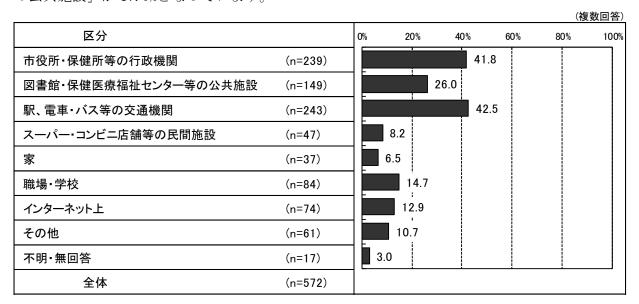
「ポスター」が 51.5%で最も多く、次いで「見たことはない」が 32.2%、「広報誌」が 20.6%となっています。



# (10) 自殺対策に関する啓発物を見た場所

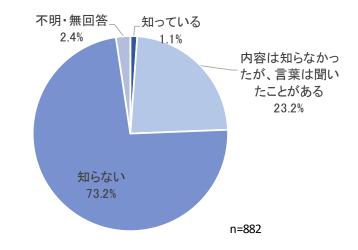
※(9)で「ポスター」~「その他」を回答した方(「見たことはない」以外を選んだ方)

ポスターなどの自殺に対する啓発物を見た場所について、「駅、電車・バス等の交通機関」が 42.5% で最も多く、次いで「市役所・保健所等の行政機関」が 41.8%、「図書館・保健医療福祉センター等の公共施設」が 17.0%となっています。



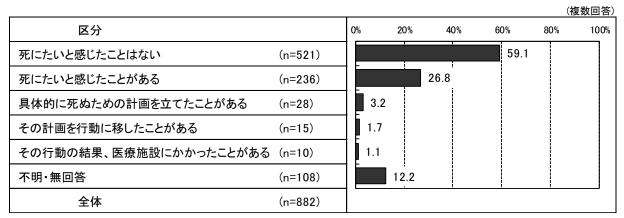
#### (11) 自殺対策基本法の認知度

「知らない」が73.2%で最も多く、次いで「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が23.2%、「知っている」が1.1%となっています。



#### (12) 自殺に関連した気持ちや行動

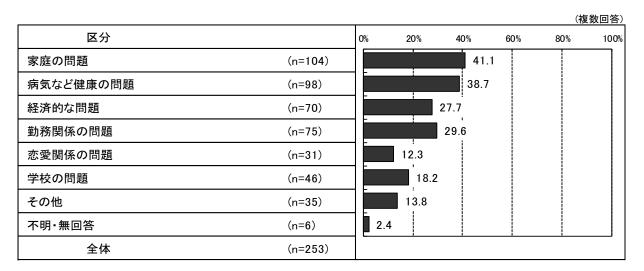
「死にたいと感じたことはない」が 59.1%で最も多く、次いで「死にたいと感じたことがある」が 26.8%、「具体的に死ぬための計画を立てたことがある」が 3.2%となっています。



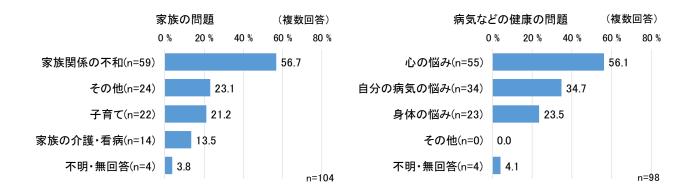
## (13) 自殺行動の原因

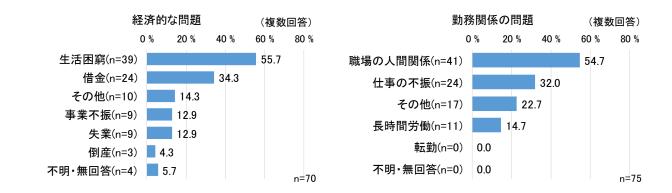
※ (12) で「死にたいと感じたことがある」「具体的に死ぬための計画を立てたことがある」「その計画を行動に移したことがある」「その行動の結果、医療施設にかかったことがある」を回答した方

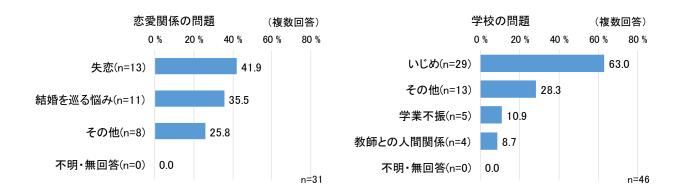
「家庭の問題」が 41.1%で最も多く、次いで「病気など健康の問題」が 38.7%、「勤務関係の問題」が 29.6%となっています。



自殺行動の原因として、「家庭の問題」では「家族関係の不和」が 56.7%、「病気など健康の問題」では「心の悩み」が 56.1%、「経済的な問題」では「生活困窮」が 55.7%、「勤務関係の問題」では「職場の人間関係」が 54.7%、「恋愛関係の問題」では「失恋」が 41.9%、「学校の問題」では「いじめ」が 63.0%と、それぞれの項目で最も多くなっています。







# 第3章 庁内の自殺対策におけるこれまでの取組

ここでは本市における庁内のこれまでの取組みや現在、実施している取組みについて述べます。 庁内においては、2010年度(平成22年度)より自殺対策として、「1.薬剤師会との連携事業」、「2.地域保健課実施事業」、及び「3.人権室実施事業」を実施しました。

# 1. 薬剤師会との連携事業

#### (1) 事業内容

地域住民が利用できる相談窓口として、北河内薬剤師会大東支部と連携を行いました。薬局において、睡眠障害や疲労感などの精神症状を中心に健康相談を行い、アドバイスや、その中で必要あれば適切な医療機関・相談機関につなげるなど、未然に自殺を防ぐことを目的としています。また、薬剤師会の会員は、年3回程度の研修を行うことによって、相談窓口でのスキル向上等相談業務に対する資質を養ってきました。

### (2) 実績

	取組内容	実施年度
講演会	『「あした笑顔になあれ」~夜回り先生からのメッセージ』(水谷	平成 22 年度
	修氏)、市民向け講演会の開催。	
	「生き心地の良い社会へ、今、私たちにできること」(NPO 法人ラ	平成 24 年度
	イフリンク代表 清水康之氏)、市民向け講演会の開催。	
	「真(心・深・芯)のバリアフリー」(落語家 桂こけ枝氏)、市民向	平成 26 年度
	け講演会の開催。	
ゲートキーパー養	「理恵先生の心をフッと軽くするための思考術~これであなたも	平成 25 年度
成講座	ゲートキーパー~」(臨床心理士の植木理恵氏)、市民向けのゲ	
	ートキーパー養成講演会の開催。	
	「自殺対策における教員の役割」(NPO 法人ライフリンク代表	平成 26 年度
	清水康之氏)、教職員向けのゲートキーパー養成講演会の開	
	催。	

	取組内容	実施年度
市民啓発	うつ病のサインや相談機関の一覧を掲載したパンフレットを作	平成 22 年度
	成し、薬局での相談業務における活用。	
	市主催の健康フェスタにてパンフレットを配布、自殺対策 DVD	平成 23 年度~
	放映。	平成 26 年度
	薬局に訪れた市民が相談しやすいように「眠れていますか?2	平成 25 年度
	週間以上続く不眠はうつのサイン」と記載したバッジを作成し、	
	着用する。	
	薬局のレジ袋に相談窓口を印刷して配布。	平成 26 年度
	学校薬剤師が各小中学校をまわり、小学6年生にはたばこ対	平成 26 年度
	策、中学1年生には薬物乱用防止の講演を実施している中に、	
	自殺対策の「悩んだら必ず誰かに相談する」という内容を入れ	
	込み、連絡先の入ったチラシを配布。	
その他	精神関連薬剤の調剤動向調査	平成 23 年度
	市ホームページに相談先として北河内登録薬局一覧を掲載中。	平成 27 年度
	薬局数 約50薬局。	~現在

# 2. 地域保健課実施事業

# (1) 事業内容

地域保健課では、アンケート調査、ゲートキーパー養成講座、啓発を行いました。

# (2)実績

	実施年度	
アンケート調査	市民 4,800 人を対象に、抑うつ尺度を用いた精神的健康度や自	平成 22 年度
	殺に関する考え方、生活習慣などを把握するアンケート調査を	
	実施。回収数は 1,913 件(39.9%)	
ゲートキーパー養	民生委員向けと窓口職員向け養成講座の実施。	平成 25 年度
成講座	ケアマネジャー等向け養成講座の実施。	平成 27 年度

	取組内容	実施年度
啓発	庁内の関係各課の窓口で、自殺予防週間に合わせて啓発グッズ	平成 22 年度
	(啓発パンフレットおよびポケットティッシュ)の配布を行った。ま	
	た、当市の3駅で啓発グッズ(マグネットバー)の配布を行った。	
	相談機関等を掲載したクリアファイルを作成し、配布。	平成 23 年度
	自殺相談機関を記載したポケットティッシュとメモ帳を作成し、配布。	平成 24 年度
	自殺相談窓口のQRコードを印刷したうちわを作成、配布。	平成 27 年度
	各中学校区のまつりにて「まちの保健室」の依頼のあった学校	平成 28 年度
	に出向き(H28:5校、H29:6校)、作成したうちわやリーフレットを	~29 年度
	配布。また、いのちを感じるような体験(血圧測定、聴診器体験	
	等)を通して、いのちの大切さを実感してもらった。	

# 3. 人権室実施事業

## (1) 事業内容

人権室では、人権啓発ネットワーク大東、人権擁護委員、事業所人権推進連絡会などの関係機関と連携し、様々な人権課題に関する講演会等を実施することにより、市民・事業所・行政の人権意識の高揚を図り、すべての人が自分らしく生きていける社会の醸成に取り組んでいます。また、相談体制の充実と人権啓発の推進により、差別事象等の早期解決と未然防止に努めます。

## (2) 実績

	実施年度	
ゲートキーパー養	大東市事業所人権推進連絡会役員を対象に、ゲートキーパー養	平成 30 年度
成講座	成講座を行った。14 名参加。	
講演会	「市民じんけん講座」をはじめとする講演会、研修会等の啓発事	毎年度
	業において、『いのち』をテーマに、市民・事業者・行政職員がとも	
	に理解を深め合う機会を創出する。	

# 第4章 自殺対策における今後の取組

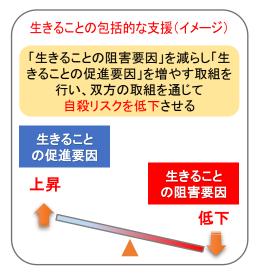
## 1. 基本方針

2017年(平成29年)7月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本方針に基づき、本市における自殺対策の基本方針を5つ設定します。

1

# 生きることの包括的な支援として推進

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、 その多くが防ぐことができる社会的な問題である との基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括 的な支援として、地域全体の自殺リスクを低下さ せるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿 勢で展開します。
- 個人においても地域においても、自己肯定感や 信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きるこ との促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失 業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要 因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに、自殺 リスクが高まるとされています。

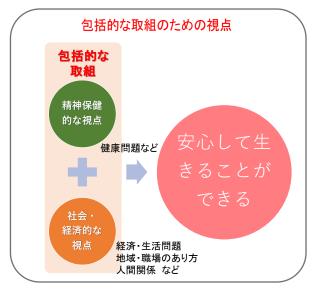


■ そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進 要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進します。

2

# 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

- 自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。
- 自殺に追い込まれようとしている人が 安心して生きられるように、精神保健的な 視点だけでなく、社会・経済的な視点を含 む包括的な取組みを実施します。また、こ のような包括的な取組を実施するため、 様々な分野の施策、関係者や組織等が密接 に連携します。



- 自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組みを展開しています。連携の効果を更に高めるためにはそれぞれの分野の生きる支援にあたる関係者が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。
- 関連分野として、地域共生社会の実現に向けた取組み、生活困窮者自立支援制度など との連携を推進し、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精 神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

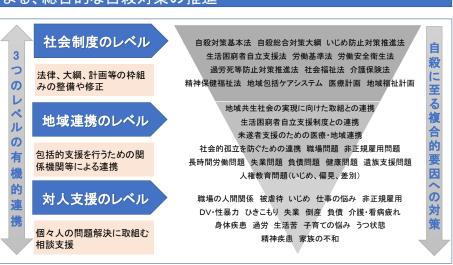
3

# 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

- 自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援」、「地域連携」、「社会制度」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、総合的に推進します。
- これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」 と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方 (三階層自殺対策連動モデル)です。
- また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じます。

# 三階層自殺対策連動モデル

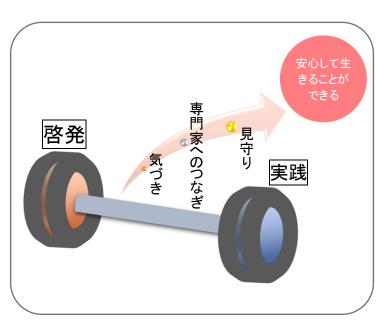
社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの有機的連動による、総合的な自殺対策の推進



資料)自殺総合対策推進センター資料より作成

# 実践と啓発を両輪として推進

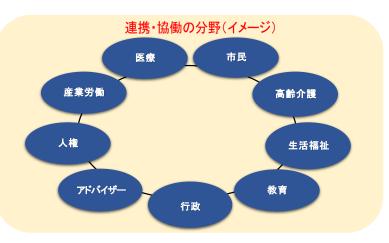
- 自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、 そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助
  - を求めることが適当である ということが、地域全体の共 通認識となるように積極的 な普及啓発をめざします。
- 全ての住民が、身近にいる かもしれない自殺を考えて いる人のサインに早く気づ き、精神科医等の専門家につ なぎ、その指導を受けながら 見守っていけるよう、広報活 動、教育活動等に取り組んで いきます。



5

# 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役



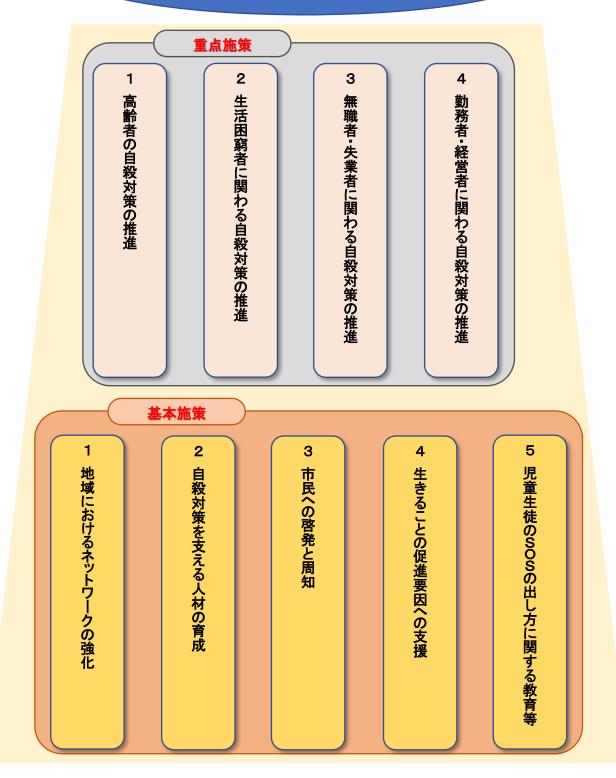
割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

■ 「誰も自殺に追い込まれることのない大東市」を実現するため、市、関連団体、企業、 住民等の連携・協働の仕組みの構築をめざします。

# 2. 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「4つの重点施策」で構成されています。

# 聞も自殺に追い込まれること のない次東市



# 3. 5つの基本施策

# 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない大東市」を実現するためには、行政、民間団体、地域、住民が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。このため、本市において、自殺対策のための協議会や会議を開催するとともに、地域や自殺対策の現場で具体的な連携を図る機会と場を提供します。

#### ■「実績」について

- ○「新規」は、今後、開始する取組のため実績がないことを意味します。
- ○「-」は、 取組内容が数値目標にそぐわなかったり、数値で目標を表すことが困難等の理由により、実績を記載しない取組を意味します。

## (1) 地域におけるネットワークの強化

取組	内容	実績	関係部署•機関
自殺対策連絡会議	自殺対策関係部署から組織し、緊密な連	新規	
	携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を		
	推進する。		
薬局との情報連携	薬局において、睡眠薬を必要とする人など		薬剤師会
	を対象に必要に応じて相談を受け付け、う	-	
	つ病等の早期発見につなげる。		
警察と保健所との情報	自殺未遂事案を認知した際、調査の上個		大阪府下の
連携	人情報提供の同意を得られれば、支援対象		警察
	事案として、原因、動機、家族等の情報提	_	
	供を管轄保健所に対し実施する。		
小地域ネットワーク活動	小地域における住民の自主的な活動組織		大東市社会福祉
推進事業	として「校区(地区)福祉委員会」が市内 15		協議会
	エリアに組織されている。高齢者等を対象と	_	
	し、ふれあいサロンや個別訪問活動を実施	_	
	する中で、引きこもりの予防や孤独感の緩		
	和を図り、自殺予防につなげる。		
ケア会議	市民を多角的な視点から現在の問題点を	_	大東・四條畷
	抽出、対応を検討する。	_	医師会
地域 SOS カード	かかりつけ医や緊急連絡先等の登録者情	登録者数	高齢介護室
登録推進事業	報を民生委員・校区(地区)福祉委員・地域	7,384 人(H29)	(高齢支援
	包括支援センター・コミュティソーシャルワー		グループ)
	カー等の支援機関で共有し、見守り活動の		
	ネットワーク化を推進する。		

# (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

取組	内容	実績	関係部署•機関
高齢者虐待防止ネット	市と地域包括支援センターが高齢者虐待防	高齢者虐待件数	高齢介護室
ワーク推進事業	止対策委員会を開催するとともに、サービス	16 件(H29)	(高齢支援
	事業者やケアマネジャー、コミュニティソーシ		グループ)
	ャルワーカー、警察等の関係機関と虐待防止		
	ネットワークを構築している。		
	このネットワークを通じて、養護者の就労支		
	援や社会参加の支援を行うことで、安定した		
	状態で高齢者を養護することができるように		
	し、介護疲れによる自殺防止につなげる。		
医療•介護連携推進	多職種協働により在宅医療・介護を一体	代表運営委員会	高齢介護室
事業	的に提供できる体制を構築し、地域医療の	実施回数	(高齢支援
	包括的な推進や医療と介護の連携体制を	4 回(H29)	グループ)
	構築する。		
	医療・介護の連携体制を通じて、自殺願望	推進運営委員	
	のある人を医療機関への受診・治療へつな	会実施回数	
	ぎ、自殺防止につなげる。	3 回(H29)	
精神保健医療ネット	精神保健医療に係る連携を強化するた	参加機関数	四條畷保健所
ワーク会議	め、管内関係機関の協議の場を設置し、自	17 機関(H29)	
	殺対策やアルコール関連問題について協議		
	している。		
	自殺の原因となる複数の問題に重層的に		
	対応できるよう課題解決のために関係機関		
	が連携していく。		
障害者差別解消法に	障害を理由とする差別の解消を推進する	差別解消法に	障害福祉課
関する相談	ため、市、基幹相談支援センター、相談支援	関する相談件数	
	事業所で相談を受けている。	4 件(H29)	
	相談支援にあたる職員にゲートキーパー		
	研修の受講を促すことで、必要時に適切な		
	機関へつなぐ等の対応について理解を深め		
	てもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支		
	援の拡充を検討する。		
障害者虐待の対応に	障害者虐待への対応を通じて、当人や家	障害者虐待	障害福祉課
おける早期発見	族等、擁護者を支援していくことで、背後に	通報件数	
	ある様々な問題を発見し、適切な支援先へ	34 件(H29)	
	とつなぐ。		
		虐待と判断した	
		件数	
		7 件(H29)	

取組	内容	実績	関係部署•機関
相談支援業務	障害者等の福祉に関する様々な問題につ	相談支援事業所	障害福祉課
	いて相談支援にあたる職員にゲートキーパ	延べ相談件数	
	一研修の受講を促すことで、必要時に適切		
	な機関へつなぐ等の対応について理解を深	13,786 件(H29)	
	めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、		
	支援の拡充を検討する。		
障害者相談員による	相談員を対象にゲートキーパー研修の受	相談件数	障害福祉課
相談業務(身体・知的障	講を促すことで、そうした方々の状況を察	50 件(H29)	
害者相談員)	知・把握する上での視点を身に着けてもら		
	い、必要な場合には適切な支援先につなぐ		
	等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役		
	割を担えるよう検討する。		
民生委員児童委員事務	民生委員児童委員による地域の相談・支援		福祉政策課
	等を実施する。地域で困難を抱えている人に		
	気づき、適切な相談機関につなぐ役割を果た	_	
	す。		
権利擁護の仕組みづくり	成年後見制度により、認知症や知的障害・		福祉政策課
	精神障害などにより判断能力が不十分な人		
	の支援・保護を実施する。		
	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾		
	患や知的障害等を有し、自殺リスクが高い方も	_	
	含まれる可能性があるため、当事者と接触する		
	機会があれば、自殺リスクが高い人の情報を		
	キャッチし、支援につなぐ役割を果たす。		
保健福祉総合相談•	コミュニティソーシャルワーカーを配置し、		福祉政策課
案内窓口事業	地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭		
	など援護を要する方、その家族、親族などへ		
	の支援を通じて、地域の要援護者の福祉の		
	向上と自立生活の支援のための基盤づくり	-	
	を行い、地域福祉の計画的な推進を図る。		
	相談対応において、地域で困難を抱えてい		
	る人に気づき、適切な相談機関につなぐ役		
	割を果たす。		
住民への相談事業	相談者が解決までの間に自殺にいたること	相談件数	人権室
	のないよう、自殺リスクや助言などの相談対	7件(H29)	
	応に必要なスキルアップを図り、市職員によ		
	る人権相談(面接・電話等)を実施する。		

# 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。そのためには、必要な研修の機会の確保を図ることが求められており、本市では、さまざまな立場にある方を対象に研修や講座を実施し、人材育成の充実を図ります。

## (1) さまざまな職種を対象とする研修

取組	内容	実績	関係部署・機関
精神保健	関係機関職員に対し、「精神疾患等の理	実施回数	四條畷保健所
(関係機関職員研修)	解と対応について」や「ゲートキーパー養	5 回(H29)	
	成」等の研修を実施する。		
		延べ参加者数	
		219 人(H29)	
母子保健	包括職員や保健師を対象に、自殺のリスク	手帳交付実人数	地域保健課
(母子健康手帳交付等)	や支援のポイント研修の実施を検討する。	885 人(H29)	
(新生児訪問指導)			
(産後うつ訪問)		新生児訪問	
		指導実人数	
		251 人(H29)	
		産後うつ訪問	
		実人数	
		23 人(H29)	
訪問指導等に関わる	相談対応や訪問指導に関わる職員を対象		地域保健課
職員への研修	に、ゲートキーパー研修の実施を検討する。	_	
研修会講師の実施	自殺予防に係る人材の育成をする。		関西医科大学総
		_	合医療センター
ゲートキーパー養成	大東市事業所人権推進連絡会役員を対象	参加者数	人権室
講座	に、ゲートキーパー養成講座を行う。	14 人(H30)	

# (2) 関係者間の連携調整を担う人材の育成

取組	内容	実績	関係部署·機関
関係団体に関する事務	人権啓発ネットワーク大東・大東市事業所		人権室
	人権推進連絡会の役員、会員を対象に、ワ		
	ークライフバランスやメンタルヘルスなどの	-	
	情報提供や、研修会の企画などを実施す		
	る。		

# (3) 寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

取組	内容	実績	関係部署・機関
認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座や専門職の研	認知症サポーター数	高齢介護室
	修等により認知症の知識を広め、認知症に	5,706 人(H29)	(高齢支援
	ついて正しく理解し、認知症の人や家族を		グループ)
	温かい目で見守る応援者を増やす。		

# 基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開することが求められます。

本市では、より多くの市民が、危機に陥った人の心情や背景への理解が深まるよう、リーフレットやガイドブックの配布、青少年の健全育成を通じた市民意識の醸成等を実施します。

# (1) リーフレット・ガイドブック等の作成と活用

取組	内容	実績	関係部署・機関
「障害のある人のため	障害者とその家族に対して、各種福祉制	ガイドブック作成	障害福祉課
の暮らしの情報」(ガイド	度の概要や手続き方法などを紹介するガイ	の有無	
ブック)の作成・配布	ドブック「生きる包括支援」に関連する相談	「有」(H29)	
	窓口の一覧情報を掲載し、住民に対する相		
	談機関の周知の拡充を図る。		
交通安全週間の周知	交通事故を未然に防止する。交通事故被		生活安全課
	害者・加害者は、様々な問題に直面し自殺		
	リスクが高まる可能性があるため、春と秋の	-	
	交通安全週間に際して、リーフレットを配布		
	して、間接的に自殺予防を図る。		

#### (2) 市民意識の醸成

取組	内容	実績	関係部署•機関
まちの保健室	各中学校区のまつりにおいて、地域・家	参加者数	地域保健課
	庭・学校がつながる(交流する)ことで、子育	5 中学校区	
	てネットワークを強化し、青少年の健全育成	587 人(H29)	
	を進めることにより、いのちや身体について		
	関心をもってもらう。		
講演会の実施	講演会による地域啓発を行う。		大東•四條畷
		ı	医師会

取組	内容	実績	関係部署•機関
啓発	人権啓発ネットワーク大東、人権擁護委	参加者数	人権室
	員、事業所人権推進連絡会などの関係機	7,820 人(H29)	
	関と連携し、様々な人権課題に関する講演		
	会等を実施することにより、市民・事業所・		
	行政の人権意識の高揚を図り、すべての人		
	が自分らしく生きていける社会の醸成に取り		
	組む。		
啓発	様々な人権課題に関するリーフレットを作	配架施設数	人権室
	成し、公共施設への配架と事業実施時の配	32 施設	
	布により、人権意識の高揚を図り、すべての		
	人が自分らしく生きていける社会の醸成に		
	取り組む。		



# 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。本市では、生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援に関する対策を推進します。

## (1) 居場所づくり

取組	内容	実績	関係部署・機関
大東市老人クラブ活動	高齢者向けクラブ(地域在住の 60 歳以上	大東市単位老人	高齢介護室
	の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に	クラブ数	(高齢支援
	集まった団体)への活動費の助成を行う。	97 クラブ(H29)	グループ)
児童虐待防止対策	被虐待児童の居場所づくりを通して、児童	延べ利用者数	子ども室
(就学児童エンパワメント	虐待の発見・防止に努めると共に、信頼で	446 人(H29)	(家庭児童
育成事業)	きる大人との関係性を構築し、児童の悩み		相談室)
	等を聞きながら自殺等のリスク軽減を図る。		

#### (2) 自殺未遂者等への支援

取組	内容	実績	関係部署•機関
自損行為者への対応	救急対応時に搬送先の医師へ、自損行	_	消防本部
	為などの要請時の状況を伝え、引き継ぐ。	_	
臨床的観察、外来業務、	希死念慮のある患者への連携的なやりと		大東・四條畷
診察における患者への	りを行う。	-	医師会
連携的な対応			
救命救急センターに入院	精神科医による精神医学的評価と精神保		関西医科大学総
となった自殺未遂者の	健福祉士(PSW)によるケースワークを実施	-	合医療センター
診療	することで自殺再企図予防につなげる。		
傾聴技法の習得	相手の話をしっかりきける(傾聴を身につ		市民
	ける)ことにより話に「共感」でき、親しくな	_	
	り、地域の中で関わりを深め、ストレス、孤	_	
	独感をなくしていくことができる。		
人との対話や患者との会	悩みに耳を傾けることでメンタルヘルスの		市民
話における積極的傾聴法	不調を予防・軽減し、またはその早期発見	_	
の実践	とケアに役立てる。		

# (3)保健活動との連携

取組	内容	実績	関係部署・機関
母子保健	子どもの発育発達に関して保健師や助産	相談件数	地域保健課
(子育て相談)	師、保育士が相談に応じることで、保護者	350 件(H29)	
(発達相談)	の負担感を軽減するとともに必要に応じて		
	実績関係機関につなぐ。		
未熟児訪問	未熟児特性に応じた心身の発達や子育て	訪問実人数	地域保健課
	に関して正しい知識を提供することで、保護	64 人(H29)	
	者の負担感を軽減する。		
プリミーくらぶ	保護者同士交流できる場を提供すること	実参加者数	地域保健課
(出生体重 2,000g未満	により、情報交換や悩みや不安を解消し、	(児)7人(H29)	
児(おおむね生後 4 か	育児の楽しさを感じ、育児に自信を持たせる	(保護者)7 人	
月から1歳 9 か月児)と	ことで、孤立を防ぎ、虐待予防にもつなげる。	(H29)	
保護者の交流会)			
大東シニア総合大学	ストレスについて学ぶことで自殺について	受講生数	地域保健課
(健康学部)	理解してもらい、自殺対策の視点を入れ込	20 人(H29)	
	むことにより、卒業後の活動で、自殺のリス		
	クを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ	健康づくり委員数	
	等の対応がとれるようになる可能性があ	16 人(H29)	
	る。		
		食生活改善	
		推進員	
		5 人(H29)	
		ウォーク応援団	
		3 人(H29)	
ひとり親家庭医療助成	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤		福祉政策課
事業	立しがちであるなど、自殺につながる問題		
	要因を抱え込みやすいため、医療費の助		
	成時に当事者との直接的な接触機会があ	_	
	れば、抱える問題の早期発見と対応への接		
	点となるよう努力する。		



## 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)の実施に向けた環境づくりを進めます。

また、児童生徒や保護者を対象にした自殺防止に関わる周知活動を適宜、実施するとともに、産後うつ、児童虐待、いじめ、不登校など様々な子育てや教育に関わる取組を通じて自殺リスクの軽減を図ります。

#### (1) SOSの出し方に関する教育の実施

取組	内容	実績	関係部署・機関
地域人材等の積極的	様々な学校園の教育活動において、地域		教育政策室
活用	の外部人材や公共施設等を有効に活用す		
	ることにより、子どもを中心に据えた社会全		
	体での教育活動に対する意識を高める。	-	
	児童生徒のSOSの出し方に関する教育に		
	ついて、保健師等の人材を活用した教育活		
	動を検討する。		

## (2) 児童生徒、保護者への周知

取組	内容	実績	関係部署・機関
自殺防止に係る周知	夏季休暇前に、自殺予防に関する文書を		教育政策室
活動	各学校に配布し、自殺リスクの軽減を図る。	_	

## (3) 児童生徒、保護者への支援

取組	内容	実績	関係部署•機関
児童虐待防止対策	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況に	要保護児童等	子ども室
	あることを示す1つのシグナルであるため、	取扱い件数	(家庭児童
	保護者への支援を通じて問題の深刻化を防	787 件(H29)	相談室)
	ぎ、自殺リスクの軽減を図る。		
子育て相談	出産後は産後うつのリスクが高まる中、初	こんにちは赤ちゃん	子ども室
	めての子育てなどの不安を母親が抱え込む	訪問件数	(家庭児童
	ことで、母の自殺リスクが高まることが多いた	885 件(H29)	相談室)
	め、「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援訪		ネウボランドだ
	問事業」「にこにこ子育て訪問事業」を通じ	養育支援訪問	いとう
	て、産後の支援を実施する。	事業利用件数	
		6 件(H29)	

取組	内容	実績	関係部署•機関
相談事業	児童生徒のリスクの高い悩み事に下校後		教育政策室
	にも対応できるようなLINE等を活用したメ		
	ール相談の導入について検討する。		
	学校で潜在的にリスクを抱えているのでは	-	
	ないかと思われる児童生徒については、ス		
	クールカウンセラーやスクールソーシャルワ		
	一カー等をはじめとする関係機関につなぐ。		
いじめ防止対策	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直		教育政策室
	し、「学校あんしん生活アンケート」をはじめ		
	とするアンケートの実施、個別支援等を通し		
	て、いじめの早期発見、即時対応、継続的	_	
	な再発防止を図る。これを通じて、自殺リス		
	クの軽減を図る。		
教育相談	教員以外に相談できる機会を提供し、より	相談件数	教育政策室
	相談しやくすることを目的に、子どもの教育	38 件(H29)	
	上の悩みや心配事に関する相談を、校長		
	OB が対応する仕組みを整備する。(来庁・		
	電話・メール・小学校への出張相談)		
不登校対策事業	不登校対策事業を通じて、自殺リスクの軽		教育政策室
	減を図る。		
	・不登校児童生徒を対象にした、適応指導		
	教室を設置	_	
	・不登校児童生徒の保護者に対する相談活		
	動の実施		
	・不登校の課題が大きい小中学校に、不登		
	校指導員の配置		
特別支援教育	児童生徒にとって、一貫した指導・支援が		教育政策室
	提供されるよう、就学前から小・中学校にお	-	
	ける連携の強化を図る。		
子どもの人権 SOS ミニ	小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人	レター数	人権室
レター	権 SOS ミニレター(便箋兼封筒)」を配布。相	12 通(H29)	
	談したいことを書いて、ポストに投函すると、		
	人権擁護委員や法務局職員が返事をする。		
	これを通じて教師や保護者にも相談できない		
	子どもの悩みごとを的確に把握し、子どもを		
	めぐる様々な人権問題の解決につなげる。		

#### 4. 4つの重点施策

# 重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。そこで、行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、地域包括 ケアシステムの施策と連動した事業の展開を図ります。

#### (1)包括的な支援のための連携の推進

取組	内容	実績	関係部署・機関
ひとり暮らし等施策	市が主体となって実施する地域ケア会議に	会議実施回数	高齢介護室
	おいて、自殺を引き起こす要因となる孤立に対	12 回(H29)	(高齢支援
	しての予防策等の仕組みづくりを検討する。		グループ)
大東市あんしん・通報	ひとり暮らし高齢者等あんしん・通報シス	利用者数	高齢介護室
システム事業	テムを通じて安否確認や、高齢者の相談に	391 人(H29)	(高齢支援
	応じるなかで、自殺につながるような精神的		グループ)
	不安の相談などに対して地域包括支援セン		
	ターと連携した支援を行う。		
介護相談	高齢者やその家族から介護保険に関する	介護保険に関	高齢介護室
	相談に対応するなかで、介護保険制度の利	する相談件数	(高齢支援
	用により、生活上の困りごとの解決や介護	2,459 件(H29)	グループ)
	負担軽減、閉じこもり予防などを図ること		(介護保険
	で、自殺予防につなげる。		グループ)
高齢者への総合相談	地域包括支援センターにおいて、高齢者	総合相談件数	高齢介護室
事業	やその家族から健康や福祉、医療、生活な	7,446 件(H29)	(高齢支援
	ど様々な相談に対応するなかで、自殺を引		グループ)
	き起こす原因となる、健康や福祉、医療、生		
	活などの問題の解決に向け支援すること		
	で、自殺予防につなげる。		
地域ケア会議	地域包括支援センターが主体となって実	会議実施回数	高齢介護室
	施する地域ケア会議において、自殺企図者	93 件(H29)	(高齢支援
	の情報共有や防止対策の検討を行う。		グループ)
地域包括ケアシステム	医療・介護・予防・住まい・生活支援が一		高齢介護室
の深化・推進	体的に提供される地域包括ケアシステムを		(高齢政策
	深化・推進を図るなかで、高齢者が住み慣	_	グループ)
	れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後	_	
	まで続けることができるよう、「生きる包括支		
	援」を行う。		

取組	内容	実績	関係部署・機関
養護老人ホーム入所	老人ホームへの入所手続きのなかで、当人	利用者数	高齢介護室
事業	や家族等と接触する際、早期に問題状況を把	12 人(H29)	(高齢支援
	握して、必要な支援を行い、自殺リスクの軽減		グループ)
	につなげる。		

# (2) 地域における要介護者に対する支援

取組	内容	実績	関係部署•機関
地域リハビリテーション	リハビリテーションに関する専門職(理学	短期集中自立支	高齢介護室
活動支援事業	療法士、作業療法士、言語聴覚士)による	援型サービスC	(高齢支援
	地域リハビリテーション活動を支援すること	事業利用者数	グループ)
	を通じて、閉じこもりや、周囲の障害への理	192 人(H29)	
	解不足が自殺念慮を引き起こさないよう、専		
	門職の助言を生かしていく。	言語障害者支	
		援事業	
		5 人(H29)	
認知症カフェ	認知症カフェにおける保健師、ケアマネジ	認知症カフェ数	高齢介護室
	ャー等に相談できる窓口を通じて、専門医	7 か所(H29)	(高齢支援
	の診断、相談が受けられる体制づくりを推		グループ)
	進することで自殺の予防につなげる。		
訪問理容サービス事業	介護保険の要介護認定3・4・5で、自力ま	訪問理容利用者数	高齢介護室
	たは介助により理容店を利用できない高齢	30 人(H29)	(高齢支援
	者に対する訪問理容サービスを通じて、介		グループ)
	護者の負担を軽減する。		

## (3) 高齢者の生活不安に対する支援

取組	内容	実績	関係部署•機関
高齢者等買い物困難者	大東元気でまっせ体操の会場に品物を届	検討会議開催数	高齢介護室
対策	けてもらい、参加者同士でコミュニケーショ	2 回(H30)	(高齢支援
	ンを取りながら買い物をすることができ、同		グループ)
	時に運動の機会を得ることを通じて、心身		
	の安定を図る。		
高齢者見守り事業	75歳以上のひとり暮らしの方を対象に、週	利用者数	大東市社会福祉
「さわやか笑顔訪問」	2回、乳酸菌飲料(ヤクルト)を配達し、安否	250 人(H29)	協議会
	確認および孤独感の緩和を図る。		
ひとり暮らし高齢者給食	70歳以上のひとり暮らしの方を対象に月1	利用者数	大東市社会福祉
サービス	~2回民生委員児童委員を通じて安否確認	224 人(H29)	協議会
	を目的に夕食弁当を配食している。		

取組	取組 内容		関係部署•機関
介護サービス未利用の	定期支援等は必要ないが、放置すると孤		大東市地域包
高リスク高齢者への	立を招くリスクがあるため、その防止と必要	-	括支援センター
見守り訪問	時の早期介入を目的とし、訪問している。		



#### コラム

# 大東市介護者家族の会(サルビアの会)

「介護について 1 人で悩んでいる」「介護に追われ疲れている」「介護保険制度がよく分からない」といった悩みを持つ当事者同士が情報を共有し、励まし、助け合い、解決していくための会です。虐待や介護放棄、介護心中、老々介護、病々介護、遠距離介護等から介護者家族を守るため、訪問や電話、絵手紙、リフレッシュバスツアー、ふれ愛サロンを開催するなど命と繋がる様々な活動をしています。

	●日時: 偶数月の第1火曜(年5回)
「ふれ愛サロン」の開催	13 時 30 分~15 時 30 分
	●場所: 大東市立総合福祉センター
「ほっとライン」の実施	<ul><li>●活動内容: 悩み事相談など</li><li>●連絡先: 072-875-3525(塚本)</li></ul>



# 重点施策2 生活困窮者に関わる自殺対策の推進

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。

生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者 自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めます。

#### (1) 相談支援等の推進

取組	内容	実績	関係部署•機関
こころの健康相談	統合失調症、うつ病、依存症(アルコール・	支援実数	四條畷保健所
	薬物・ギャンブル等)などの精神的な病気や	306 件(H29)	
	ひきこもりなどについて、精神保健福祉相談		
	員や保健師が相談支援を通じて、相談者が	相談•訪問延数	
	抱える困難について、解決が図られるよう相	3,141 件(H29)	
	談活動を展開し、自殺予防につなげる。		
自殺未遂者相談支援	自殺再企図の可能性が高い自殺未遂者の	対象件数	四條畷保健所
事業	再度の自殺企図を防ぐため、警察署からの	21 件(H29)	
	情報提供により、相談を希望する本人、家族		
	に対して、その気持ちを受け止め、再度の自		
	殺企図を防ぐために相談支援を行う。		
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の自立に向け相談支援での	相談件数	子ども室(子ども
	自立支援員との面談において、様々な話を	183 件(H29)	支援グループ)
	聞くことにより、自殺のリスクを早期に発見		
	し、他の機関等へつなげる。		
生活保護に関する事務	生活困窮状態にある方、被保護者の相談・	保護世帯員数	生活福祉課
	助言を行うなかで、自殺念慮者および自殺	1,203 世帯(H29)	
	未遂者へのアプローチを行い、対応する。		
中国残留邦人等生活	中国残留邦人等に対して、日本での生活	支援者数	生活福祉課
支援事業	の安定および日常生活での負担を軽減する	5 人(H29)	
	ために支援を行う。		
トランスジェンダーに関	自殺対策に関わる関係部署・機関に対し、		関西医科大学総
する相談	トランスジェンダーに関する情報提供を行	_	合医療センター
	い、相談支援を行う。		
大東地区人権擁護委員	人権擁護委員による相談事業(面談・電話	相談件数	人権室
による人権相談	等)を実施する。	3 件(H29)	
(法務省の相談事業)		大阪法務局での	
		相談件数は除く	

取組	内容	実績	関係部署•機関
住民への相談事業	生涯学習センター『アクロス』における、フ	相談件数	人権室
	ェミニストカウンセラーによる「女性の悩みな	311 件(H29)	
	んでも相談」(面接・電話等)を実施する。		
	『北条人権文化センター』および『野崎人権	相談件数	人権室
	文化センター』における、人権擁護士等によ	1,620 件(H29)	
	る総合相談(面接・電話等)を実施する。		
	市職員による人権相談(面接・電話等)を	相談件数	人権室
	実施する。	7 件(H29)	

# (2) 居場所づくりや生活支援の充実

取組	内容	実績	関係部署・機関
ひきこもり家族交流会	地域から孤立しがちな「ひきこもり」状態に	開催回数	四條畷保健所
	ある当事者の家族に対し交流会を実施する	6 回(H29)	
	ことにより、情報交換の場を提供するとともに		
	家族の孤立感をなくしエンパワメントを図る。	延参加者数	
		45 人(H29)	
就学援助事務及び	就学に際して経済的困難を抱えている児	認定率	学校管理課
奨学貸付事務	童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えて	25.1%(H29)	
	いたり、保護者自身も困難を抱えている可能		
	性が考えられる。	新規奨学生数	
	就学援助の申請時等の機会を活用すること	4 人(H29)	
	で、相談先一覧等のリーフレットの配布等を		
	通じた情報提供の機会にもなりえる。		

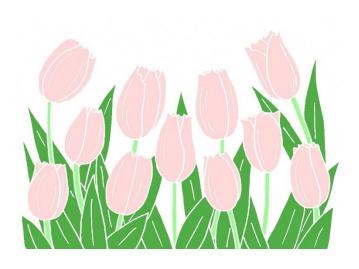
## (3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

取組	内容          実績		関係部署・機関
生活困窮者自立支援	関連事業に関わるスタッフ向けの合同研	自殺に関する	福祉政策課
事業	修会を行ったり、共通の相談票を導入する	内容を含む	
(自立相談支援事業)	などの取組を通じて、自殺対策との連動性	相談件数	
	を高めていくよう努力する。	2 件(H29)	
生活困窮者自立支援	住居問題を抱えている人は自殺のリスク		福祉政策課
事業	が高まることが少なくないため、自殺のリス		
(住居確保給付金)	クが高い集団にアプローチする窓口、接点	_	
	となり得るため、自殺対策との連動性を高		
	めていくよう努力する。		

取組	内容	実績	関係部署•機関
生活困窮者自立支援	就労することに困難を抱えている人は、生		福祉政策課
事業	活の問題やその他複合的な問題も抱え、自		
(就労準備支援事業)	殺リスクが高まる場合もあるため、自殺のリ		
	スクが高い集団にアプローチする窓口、接	_	
	点となり得るため、自殺対策との連動性を		
	高めていくよう努力する。		

# (4) 保健活動との連動

取組	内容	実績	関係部署・機関
住民健康診査	健康診査の機会を生かし、問題がある場合、	受診者数	地域保健課
	専門機関による支援への接点になり得る。	96 人(H29)	



## 重点施策3 無職者・失業者に関わる自殺対策の推進

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあります。このため、自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を構築します。

#### (1) 失業者等に対する相談窓口等の充実

取組	内容	実績	関係部署•機関
就労相談	市内3か所に地域就労支援センターを設		産業振興課
	置し、就労や転職についての相談等を受け		
	付けている。就労することに困難を抱えてい		
	る人は、生活の問題やその他複合的な問題	-	
	も抱え、自殺リスクが高まる場合もあるた		
	め、就労相談が支援につなぐ機会となるよう		
	努める。		

#### (2) 無職者・失業者の居場所づくり等の推進

取組	内容	実績	関係部署・機関
お茶のみ休憩所	住民の誰もが気軽に立ち寄り、交流やふ		大東市社会福祉
(まちかどサロン)事業	れあいができ、さまざまな情報の収集ができ	-	協議会
	る場として実施している。(市内8か所)		



# DAITO

#### コラム

# お茶のみ休憩所のご案内

お茶のみ休憩所は誰もが気軽に立ち寄り、地域の方と交流やふれあいを通じて、情報交換ができる休憩所です。

中学校区	名称	開所日	開所時間	住所
谷川	いこか	水•木	11:00~15:00	幸町 6-30
住道	太陽会	水・金	11:00~15:00	御供田 5-357-1 (御供田北地区集会所)
大東	ほっと	木•金	13:00~17:00	朋来 2-22-104 (朋来住宅 22 棟 104 号)
		水	13:00~16:00	野崎 2-6-10 (野崎まいり公園)
四条	ゆったり	第1·3木	11:30~14:00	野崎 1-13-6 (野崎 1 丁目自治会館)
		第1水 第3土	13:00~15:00	寺川 5-1-15 (寺川公民館)
南郷	たいし縁	火	11:00~15:00	太子田 2-13-5 (聖心保育園の向い)
一一	たいし縁 赤井	木	11:00~15:00	赤井 3-5-11 (ホーリーハート大東内)

## 重点施策4 勤務者・経営者に関わる自殺対策の推進

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等も必要です。

従業員のメンタルヘルス対策や経営者への相談事業等を通じて、勤労者・経営者に関わる自殺 対策を推進します。

#### (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

取組	内容	実績	関係部署・機関
働く世代の健康づくり	働く世代の健康づくりに向けた各種施策と		大東商工会議所
事業	の連動性を高めていくことで、労働者向けの		(産業振興課)
	生きることの包括的支援(自殺対策)の拡充	_	
	を図る。		

#### (2) 経営者に対する相談事業の実施等

取組	内容	実績	関係部署・機関
商工相談	経営上の様々な課題に対して、専門家に		産業振興課
	相談できる機会を提供することで、経営者の		大東商工会議所
	問題状況を把握し、その他の問題も含めて	_	
	支援につなげる。		

#### (3) 経営者に対するメンタルケアの啓発

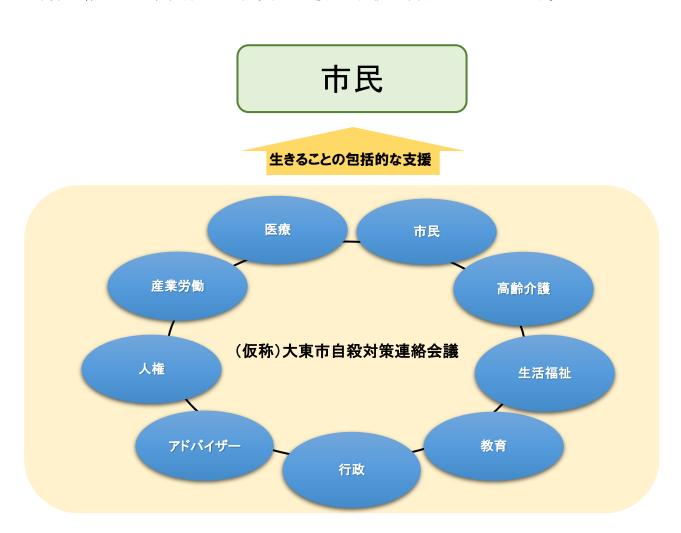
取組	内容	実績	関係部署•機関
地域産業の育成・発展	大東ビジネス創造センター(D-Biz)にて	セミナー実施	産業振興課
	経営者に健康管理の必要性や重要性につ	回数	大東商工会議所
	いて相談を通じて訴えかけるほか、必要に	1 回(H30)	
	応じて健康セミナーやメンタルケアに関連す		
	る講演等を行う。	参加者数	
		10 人(H30)	

#### (4) 勤務者の経済的負担の軽減

取組	内容	実績	関係部署・機関
未来人材奨学金返還	市内に在住しかつ補助金の対象となる事		産業振興課
支援補助金	業所に正規雇用されている人を対象に、奨		
	学金の返済額の 1/2 を補助することで、勤	_	
	務者の経済的負担を軽減する。		

# 第5章 自殺対策の推進体制

自殺対策を着実に推進するためには、市民、医療、産業労働、人権、高齢介護、生活福祉、教育、 行政、外部有識者(アドバイザー)など、庁内外の多様な関係機関・団体、個人が連携・協働する ことが重要です。このため、庁内外の関係機関・団体、個人で構成する「(仮称) 大東市自殺対策連 絡会議」を設置し、自殺対策を推進するとともに、計画の進行管理については、社会情勢等の動向 も十分に踏まえつつ、総合的な進捗状況の点検及び評価を年度ごとに実施します。



- 注)上記の関係分野等は、本市関係各課とは異なります。本市関係各課は、「行政」に含まれます。
- 注)上記の「市民」は、民生委員児童委員等の地域における活動の担い手を指します。

# 資料編

#### (1) 大東市自殺対策計画策定委員会規則

大東市自殺対策計画策定委員会規則

平成30年3月23日 規 則 第 1 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 一般社団法人大東・四條畷医師会を代表する者
  - (3) 一般社団法人北河内薬剤師会を代表する者
  - (4) 関係組織および関係団体を代表する者
  - (5) 公募により選考された者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から大東市自殺対策計画についての調査審議が終了する日までとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務 を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取)
- 第4条 委員長は、必要と認めるときは、関係者に資料の提供を求め、または委員会の会議への出席を求め、その説明もしくは意見を聴くことができる。

(秘密保持)

- 第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、保健医療部地域保健課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、市長が行う。

## (2) 大東市自殺対策計画策定委員会 名簿

(敬称略•順不同)

т. А	記長 犯聯友	備考
氏名	所属•役職名	1佣 右
O 織田 裕行	関西医科大学総合医療センター	学識経験を有する者
gガワ リョウ 田川 克	一般社団法人大東・四條畷医師会	一般社団法人大東・四條畷医師会を代表する者
<sup>ミツカワ マコト</sup> <b>三ツ川 誠</b>	北河内薬剤師会	一般社団法人北河内薬剤師会を代表する者
<sub>オザキ トモコ</sub> <b>小﨑 朋子</b>	大東市教育委員会事務局 教育政策室家庭教育支援グループ スクールソーシャルワーカー	関係組織および関係団体を代表する者
イトゥ ミカコ <b>伊藤 美加子</b>	大東市東部地域包括支援センター 所長	関係組織および関係団体を代表する者
カワムラ ツネオ	大東商工会議所 副会頭	関係組織および関係団体を代表する者
ムラオ クミコ <b>村尾 空見子</b>	社会福祉法人大東市社会福祉協議会主査	関係組織および関係団体を代表する者
マツシタ ナオコ 松下 直子	大阪府四條畷保健所 主査	関係組織および関係団体を代表する者
コウノ タカキ <b>河野 哲輝</b>	大東消防署 副署長	関係組織および関係団体を代表する者
gfバナ トシカズ 橘 敏和	大東地区人権擁護委員会 委員	関係組織および関係団体を代表する者
<sub>ヒラオカ</sub> シゲコ <b>平 岡 繁子</b>	市民公募	市民
+カキタ マサコ 中 北 正子	市民公募	市民
オブザーバー	四條畷警察署	関係組織および関係団体を代表する者

注)「〇」 は委員長

#### (3) 大東市自殺対策計画作成委員会設置要綱

大東市自殺対策計画作成委員会設置要綱

平成30年3月28日 要綱第26号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく大東市自殺対策計画(以下「計画」という。)を作成するため、大東市自殺対策計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を考慮しつつ、計画の作成に関する事務を所掌する。
  - (1) 生きることの包括的な支援の推進に関する施策に関すること。
  - (2) 関連分野の総合的な対策の連携の推進に関すること。
  - (3) 関係機関の連携および協働の推進に関すること。
  - (4) 社会的要因を踏まえた地域の連携の推進に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 委員会に委員長を置き、保健医療部地域保健課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し委員会の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健医療部地域保健課において行う。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

政策推進部	産業振興課長
市民生活部	生活安全課長
	人権室課長
福祉・子ども部	福祉政策課長
	障害福祉課長
	生活福祉課長
	子ども室課長
保健医療部	高齢介護室課長
	地域保健課長
教育委員会事務局学校教育部	教育政策室課長
	学校管理課長

#### (4) 用語集

[あ]

# えんぱりめんとエンパワメント

社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助すること。 このような援助方法により、サービス利用者が自分の能力や長所に気づき、自分に自信がもてるようになり、ニーズを満たすために主体的に取り組めるようになることを目指す。

【か】

#### ザーときーぱー ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

## けんりょうご 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症(痴呆)の高齢者、障害者の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

## こうく ちく ふくしいいんかい 校区 (地区) 福祉委員会

社会福祉協議会の呼びかけの下、地区の福祉課題を解決するために結成された民間の自主的団体。本市では、市内 12 小学校区域内に 15 の福祉委員会が活動している。福祉委員会は、声かけ・訪問活動、日ごろのお付き合いや支えあいを深める交流会を行い、誰もが住み慣れたまちで安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりを進めている。

# コミュニティーソーシャルワーカー

社会・地域福祉の取り組みを進めるためのワーカー。地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするもの。

【さ】

#### じさつきいきと 自殺再企図

自殺未遂者が再び自殺行動に及ぼうとすること。再企図は、未遂後6か月以内が多いと言われているため、その間の積極的な介入が必要とされている。

# じさっそうごうたいさくたいこう自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成 19 年 6 月に初めての大綱が策定された後、平成 20 年 10 月に一部改正、平成 24 年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。そして、平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」が閣議決定された。

## 自殺対策基本法

自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成18年6月21日に公布、10月28日に施行された。

基本理念として、自殺対策が社会的な取組として実施されなければならないこと、国や地方公共団体、医療機関などの各団体が密接に連携しなければならないことなどを掲げている。また、対策の実施には国や自治体が責務を負うこと、未遂者や自死遺児への支援、自殺対策に取り組む民間団体の支援、自殺総合対策会議の設置と政府による施策の報告義務などが定められている。

#### じんけんょうごし 人権擁護士

市民の人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担う人材。大阪府では、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定した「大阪府人権施策推進基本方針」を踏まえ、「人権擁護士」を平成19年度から養成している。

# ずいみんしょうがい

睡眠や覚醒に関わる病気。不眠症以外にも様々なものがあり、睡眠の問題といっても、夜だけでなく、日中にも眠気や倦怠感といった症状が強く表れることがある。うつ病や糖尿病などの生活習慣病、認知症などの神経変性疾患と密接に関わっている病気も少なくない。

#### 世にかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど 牛活用窮者自立支援制度

平成27年4月から開始された生活困窮者への支援制度。生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活に困りごとを抱えた人の自立支援策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援している。

## 精神保健福祉相談員

精神疾患により様々な障害を抱えた人やその家族が、安心して地域で生活できるように、精神保健福祉領域の知識をもって支援を行うソーシャルワークの専門家。

# 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの 財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する 契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをする のが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するため制度。

#### 【た】

#### だいとう び じ ね す そうぞう せ ん た -大東ビジネス創造センター (D-Biz)

本市が平成 29 年 2 月に開設した、中小企業や起業したいと思っている人が抱えるビジネスのお悩みの相談に乗り、その解決のサポートをする公の産業支援センター。相談以外にもセミナーや勉強会を開催、様々なビジネスに関する情報の発信を行っている。

## がはきょうせいしゃかい 地域共生社会

厚生労働省が掲げる改革の基本コンセプト。制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

## ちいきしゅうろうしえんせんたー 地域就労支援センター

就労支援とは、働く意欲がありながら、いろいろな問題を抱えていることで、雇用・就労を 実現出来ない人たちを、地域社会全体で支援すること。市内3か所に地域就労支援センター を設置し、就労支援コーディネーターによる相談やカウンセリングを行っている。

# ちゅうごくざんりゅうほうじん中国残留邦人

昭和20年当時、中国の東北地方(旧満州地区)には、開拓団など多くの日本人が居住していたが、戦闘に巻き込まれたり、避難中の飢餓疾病等により多くの日本人が犠牲となった。肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることとなった人を「中国残留邦人」という。

# とうごうしっちょうしょう 統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け(生活の障害)、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい(病識の障害)、という特徴をあわせもつ。

# とらんすじぇんだートランスジェンダー

「割り当てられた性」と「性同一性」が異なる状態にある人をさす。

[は]

# <sup>ふぇみにすとかうんせらー</sup>フェミニストカウンセラー

従来からの女性役割や固定観念と本来の自分とのギャップに苦しみ、現実の生活で困っているだけでなく周囲から孤立していたり、自己否定的な気持ちなっていたりする場合も多い。 そのような女性たちの相談を受ける時に必要な人間観やカウンセリングの技法をフェミニストカウンセリングという。

【ま】

# 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住 民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」 としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役 割を果たしている。

# ガルたるへる すたばく メンタルヘルス対策

「メンタルヘルス」とは広く心の健康を示す。うつ病などの精神疾患を患う人の問題にとどまらず、前向きな気持ちを安定的に保ち、意欲的な姿勢で環境に適応することができ、いきいきとした生活が行える状態を指すことが多い。

# 大東市自殺対策計画

平成31年3月発行

大 東 市

担当部局 大東市 保健医療部 地域保健課 すこやかセンター (保健医療福祉センター)

〒574-0028 大阪府大東市幸町8番1号 TEL 072-874-9500 FAX 072-874-9529

http://www.city.daito.lg.jp

印刷物番号

30 - 89

